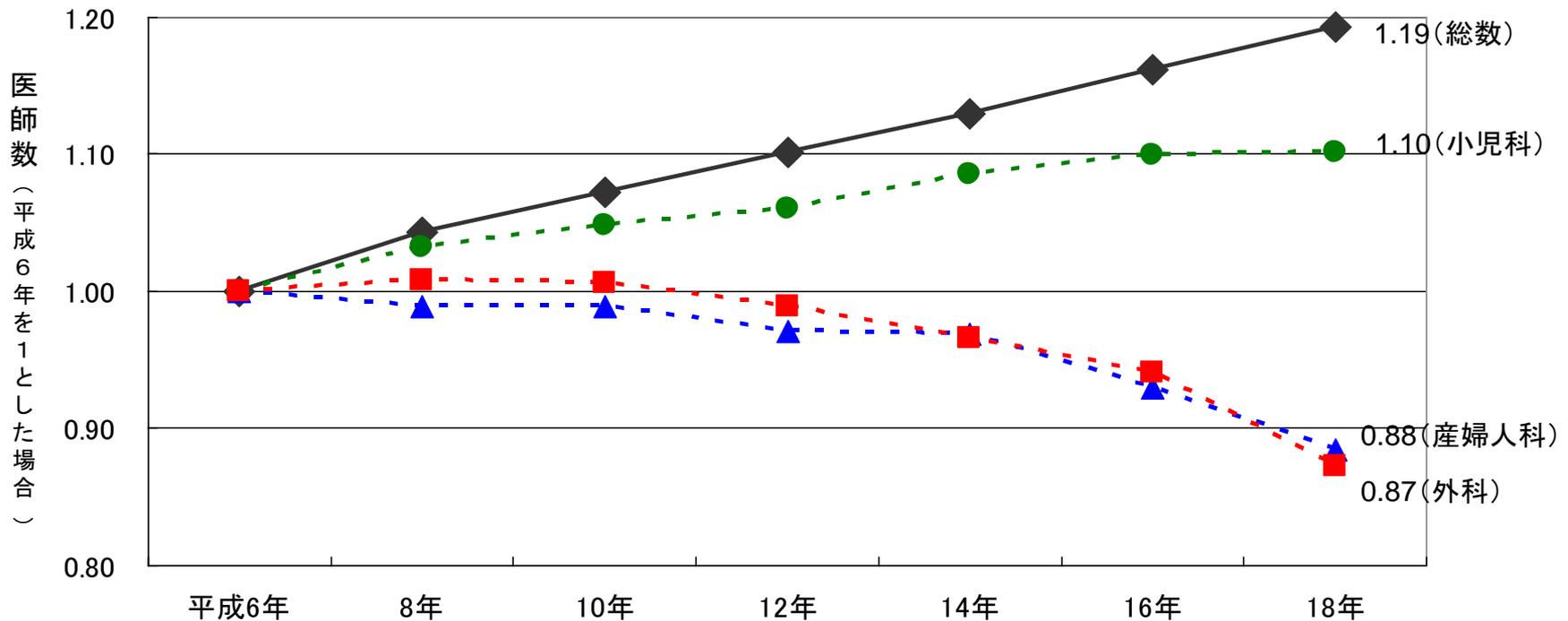


診療科別医師数の推移

医師の総数は増加しているものの、医師が減少傾向にある診療科もある。

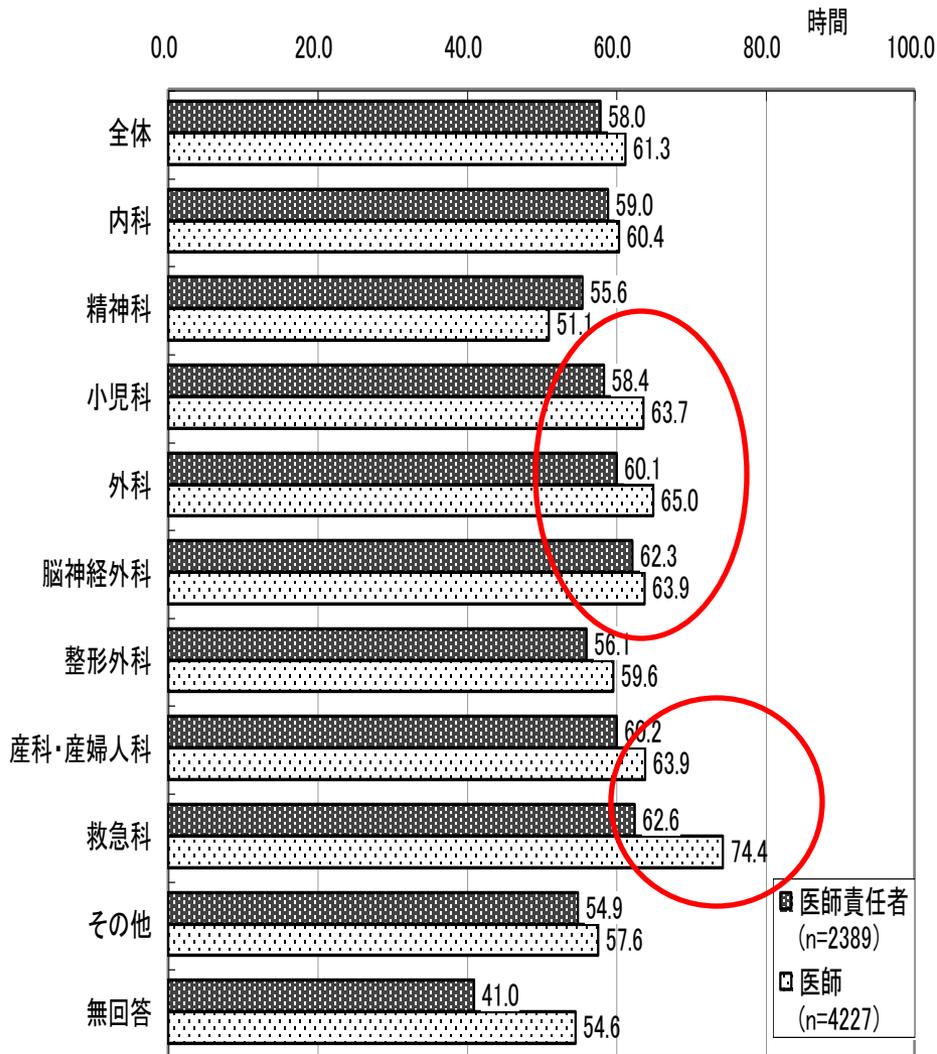


※ 平成18年より研修医の分類が創設され、従来の独立した診療科から移行した医師もいるため、それ以前との単純な比較はできない。

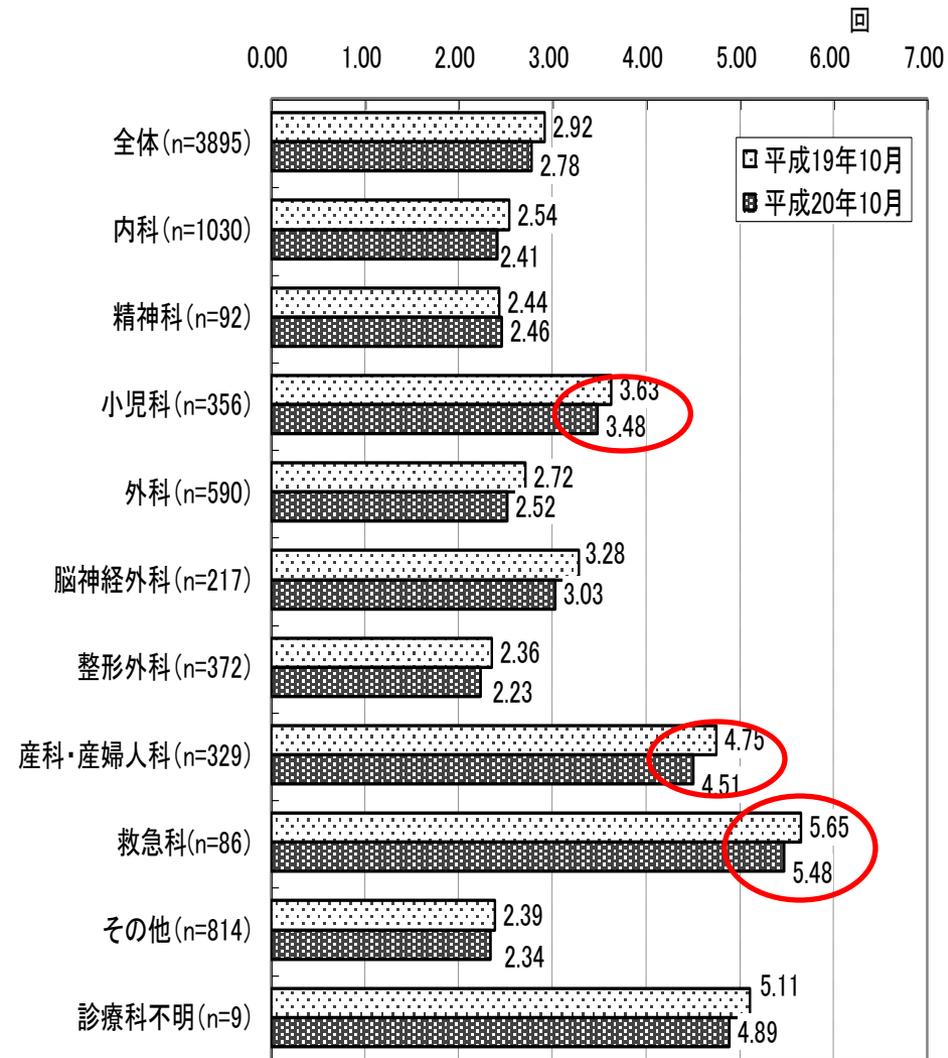
(出典) 医師・歯科医師・薬剤師調査

病院勤務医の勤務状況

図表 106 診療科別 直近1週間の実勤務時間(平均)



図表 110 1か月あたり平均当直回数(医師)



消防法の一部を改正する法律の概要 (平成21年5月1日公布)

- 傷病者の搬送及び受入れを円滑に行うことが、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等の観点から、重要な課題。このため、消防法を改正し、都道府県において、医療機関、地域の医師会、消防機関等が参画する協議会を設置し、地域の搬送・受入ルールを策定することとしたところ。

① 傷病者の発生

② 搬送先医療機関の選定



③ 救急搬送

受入れ

④ 救急医療



都道府県において、医療機関、地域の医師会、消防機関等が参画する協議会を設置し、地域の搬送・受入ルールを策定

地域の搬送・受入ルールの策定

搬送・受入の調査・分析

※既存のメディカルコントロール協議会等の活用を想定

<搬送・受入ルール>

- ① **傷病者の状況に応じた搬送先となる医療機関のリスト**
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ **搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するためのルール**

消防機関は、搬送・受入ルールを遵守しなければならない

医療機関は、搬送・受入ルールを尊重するよう努めるものとする

指針の策定等の援助

施行期日：公布の日から6月以内の政令で定める日

総務大臣
厚生労働大臣

1-2. 周産期医療体制の現状